

# 朝鮮王朝後期の貨幣政策と鴨緑江辺経済

山 本 進

はじめに

周知のように、東アジアで最初に銅貨を用いたのは中国である。戦国時代の銅貨は布や刀などの現物に似せた形態であったようだが、秦漢時代より円形有孔の「錢」が製造され、これが清末まで使用され続けた。錢はまた日本・朝鮮・ベトナムなど中国の周辺諸国でも鋳造されたり中国より輸入されたりして通行した。

中世日本では宋錢が大量に輸入され、農民が領主に納める地代も貫高制すなわち錢納であったことはよく知られている。ところが宋錢の輸入経路に当たる朝鮮では錢流通は盛んではなく、一七世紀中葉より錢使用が試行され、一八世紀によく確立した。一八世紀に入つても錢が唯一の通貨としての地位を獲得したわけではなく、一部に銀が使用された他、それまで幅広く使用された綿布や米も交換手段や納税手段としての地位を根強く保ち続けていた。錢がこれらを駆逐するのは一八世紀末のことであった。総じて、錢が基軸通貨としての地位を獲得する点は中国や日本と同じであるが、その歩みは朝鮮においては非常に緩慢なのである。

朝鮮における金属貨幣の普及の遅さと現物貨幣の強固な残存は、商品経済が未成熟であったというような単純な説明では理解できない。黒田明伸は中国専制国家と日本封建社会において錢の果た

した役割の相違を地代收取形態や支払共同体の在り方から考察しているが、朝鮮については論じてない<sup>(1)</sup>。一方朝鮮史では、商品経済の悪化と社会秩序の展開が金属貨幣の需要を高めたという原則論に立脚しつつ、貨幣経済がもたらす国家財政の悪化と社会秩序の変化を懸念した王朝政府が銭流通に消極的姿勢を採ったことが強調してきた。韓国人研究者の元裕漢は豊富な史料に基づき、朝鮮後期の銅錢鑄造と流通政策に関する網羅的研究を行っているが、一八世紀に実施された銅錢鑄造停止・使用禁止政策については、伝統社会の解体抑止が目的であつたと捉えている<sup>(2)</sup>。日本人研究者の安達義博も、やはり農民層分解抑止の視点から銅錢流通禁止政策が採られたと論じている<sup>(3)</sup>。近年では、須川英徳が元裕漢の実証的成果を土台としつつ、一八世紀の貨幣政策について、事実上富民が独占していた通貨運用権を国家に取り戻すという「利権在上」の視点から捉え直している<sup>(4)</sup>。銅錢が富戸により退蔵され、国家に還流することがほとんどない性質のものであることは中国も同様であるが<sup>(5)</sup>、清朝は市場への制錢投下を止めなかつたし、朝鮮でも錢荒に対する商人からの絶え間ない怨嗟の声を無視できず、結局は一定の制限下に銅錢を実施している。通貨主権論だけでは朝鮮王朝の銭政策を説明することは困難である。

如上のようく、朝鮮後期の貨幣政策を国家と富民・市場との関係から解釈する方法論は、一定の有効性があるとは言え、限界性も見られる。そこで本稿が注目するのは貨幣政策の地域的偏在である。常識的に考えれば、朝鮮国内最大の物流拠点である漢城（ソウル）に銭需要が集中するはずである。逆に大同法が施行されなかつた平安道や咸鏡道では、一般庶民が納税手段として貨幣を準備する必要性は低かつた。更に国境付近では銭流通そのものが禁止されていた。にもかかわらず、朝鮮後期の銭政策に占める平安道の役割は非常に高いのである。この現象はこれまで、対清貿易の結

節点である義州・平壤・開城などで貨幣需要が高まつた所以であると認識されてきた。しかし対清貿易の決済は錢ではなく銀で行われていた。また中国から輸入される高級絹織物の多くは漢城から東萊（富山浦）に送られ、対馬経由で日本へ輸出されており、その代価として日本から銀（倭銀）が流入し、これが清への支払いに回されていた<sup>(6)</sup>。もし対清貿易が錢需要を高めたのであれば、漢城以南でも平安道と同じ措置が取られたはずであるが、実際には南道地方でも鑄錢が行われるもの、その量は平安道より少なかつた。

対清貿易とは無関係であるとすれば、一体何故平安道で大量の錢が铸造され、備蓄されたのであるか。本稿は平安道が中国と国境を接する軍事的要衝であるという点からこの問題を論じるものである。

### 一 一七世紀朝鮮の貨幣政策

朝鮮では国初太宗期に不換紙幣である楮貨が発行され、世宗期には銅錢である朝鮮通宝が铸造されたものの、何れも短命に終わり、その後永らく綿布や穀物が貨幣の代替物として使用されてきた。

銅錢铸造は宣祖三六年（一六〇三）に再提起されたが、原料銅の確保が困難であることから見送られた。その後仁祖三年（一六二五）に戸曹判書金蓋國の建議により錢使用が許可されたが、仁祖四年の丁卯胡乱により中止された。そして仁祖二年（一六三三）、戸曹判書金起宗の提言により常平庁で銅錢の铸造が認められ、翌仁祖二年一一月より錢使用が開始された。これ以降、鑄錢は中断

と再開を繰り返したものの、銭使用は停止されることなく、王朝終焉まで継続した<sup>(7)</sup>。

ところで、朝鮮には銅山が無かつたので、原料銅は日本からの輸入に依存せざるを得なかつた。日本は室町時代に明より銭を大量に輸入していたが、朝鮮前期には銭自体が通行していなかつたため、明銭の輸入もまたなされていなかつた。朝鮮で中国銭の輸入が検討されるのは、仁祖二年（順治元年＝一六四四）、清朝が帝都を瀋陽から北京に移すことを知った行大司成金堉が、北京より千百万貫規模の銭を輸入して西路すなわち平安道・黃海道・開城などで行使するよう上疏したのが嚆矢である。平安道觀察使金世濂も金堉の提案を支持したが、直ちには実現に至らなかつた<sup>(8)</sup>。恐らく朝廷に根強い銭流通反対論者を説き伏せることができなかつたからであろう。金堉の粘り強い説得により、第一回目の中国銭輸入は孝宗元年（順治七年＝一六五〇）に実施され、燕行使に命じて北京にて銭一五万文を購入し、平壤・安州に分置して試用せしめ、もし銭が円滑に流通すれば、国内で本格的な铸造を行うことが決せられた<sup>(9)</sup>。この時輸入された中国銭は万曆錢などの明銭であつたものと思われる。翌孝宗二年三月には、西部地方の飢饉に対し、備邊司が義州・安州・平壤に備蓄された餉穀千余石を放出し、対価として市中の銭を受領した。しかし備邊司は銅銭の流通が円滑に行われていないと判断し、銀一六〇〇余両を用いて銭一三〇余万文を購入する第二次輸入案には反対し、孝宗もこれを受諾している。結局孝宗は七年（一六五六）に金堉の貨幣政策を全面否定し、銭使用を停止した<sup>(10)</sup>。このような試行錯誤を経て、肅宗四年（一六七八）正月、戸曹・常平庁・賑恤庁・御營庁・司僕寺・訓練都監にて常平通宝を铸造するという決定が下され、朝鮮の銭使用はようやく軌道に乗つた。中央官衙での铸造量が不足したため、同年六月には平安道・全羅道の監營や兵營での铸造も許可されている。

それでは金堉は何故漢城ではなく西路にて銅錢の使用を試みたのであろうか。実は常平通宝の鋳造後も、西路における銅錢の役割は他地方とは異なり、強い軍事的性格を帶びていた。例えば肅宗一二年（一六八六）、前寧邊府使李光漢が平安道安州で銅錢を鋳造し、その息利で穀物を買い付け、寧邊府に備蓄せよと提案し、裁可された<sup>〔1〕</sup>。肅宗一四年には、平安道での鋳錢は「寧邊築城儲峙糧餉之計」すなわち寧邊府における築城や兵糧備蓄のためになされているが、鋳造量が少ないため遍く行使されていないとして、平安道觀察使が備辺司を通して一年限りの増鋳を願い出て、裁可されている<sup>〔2〕</sup>。寧邊は安州の北東に位置する郡邑であり、国境沿いの軍事拠点とは言えないが、兵站の一つであつたらしく、軍事的な財政需要が大きかつた。そのため安州で鋳造された銅錢を寧邊にて投下し、兵糧の購入や輸送などに充てていたらしい。このように銅錢は結果的に商品市場を活性化させたものの、当初は西路や北辺への軍事費投入を目的として導入されたのである。

ところが肅宗二三年（一六九七）、銭流通がもたらした貨幣經濟の負の側面を強調する議論が高まつたため、銅錢の鋳造は停止された。これにより銭価は次第に上昇し、銭荒が起きた。銭荒の被害は漢城の商人や税貢を銭で納める農民に及んだばかりではない。国家による銭の継続的投入により兵餉を確保していた平安道にも深刻な被害をもたらした。肅宗二六年（一七〇〇）、戸曹參判李寅燁は廷議にて、関西（平安道）では江辺（鴨綠江辺）と内地（内陸部）で穀物の多寡が異なるが、その理由は内地の穀物商が官衙の売出物資を買い受け、穀賤の江辺で穀物と交換し、還穀（租税の一つで、端境期に官穀を強制貸与し、収穫期に利息を付けて返還させる制度）の際に内地で官穀を借用して江辺で返還するので、江辺の官倉は次第に充溢する一方、内地の官倉は次第に減少するに至つたと発言している。これに対し左議政李世白は、僻遠の邑や舟運が通じていない所で穀価が安いの

は自然の理であるが、内地—江辺間における還穀の恣意的な付け替えは禁ずべしと進言している<sup>(13)</sup>。

錢荒は相対的に錢経済が浸透していた平安道内地の諸物価を下落させたが、錢経済に馴染んでいない江辺は内地より更に物価水準が低かった。そこで富戸は穀物の地域間価格差と還穀を組み合わせ、不当な利潤を貪つたのである。その結果、江辺諸邑の官穀備蓄は充実したが、逆に内地諸邑の備蓄は減少した。

辺境における官穀の充実それ自体は政府にとつて好都合なことであるが、新陳代謝を行わなくてはならない地方衙門の経費は増加するはずである。また後述するように、官衙が富戸と結託して低価格で穀物を強制買い付けする場合もあつた。そのしわ寄せは江辺住民に押し付けられ、税負担の強化に帰結したであろう。肅宗三七年（一七一一）には義州府の居民約一二〇〇戸が狼林洞と呼ばれる内地山間部に逃亡する事件が発生し、朝廷を驚かせている。同じような事件は宜川・鉄山・定州など黃海沿岸の諸邑でも多発していた。領議政徐宗泰は「沿辺の民は、無土無産なれば、例として逃徒多し。守令暴苛の政に因るに非ず。餓饉騷屑の中、狼林坡樂土なるの説を聞き、以て此の如きを致す」と上啓し、飢饉による一時的現象であるとして義州府尹を擁護しているが、辺境の穀賤と還穀がもたらした人災である可能性が高い<sup>(14)</sup>。朝廷も、辺民は本来居住地からの自由移動が禁止されているが、今回は致し方なしとして、江辺・海辺への刷還（強制送還）をしばらく猶予している。

さて、平安道では肅宗四三年（一七一七）にも大規模な飢饉が発生し、特に義州の被害が大きかつたので、朝廷は六箇月に限り平安道での鑄錢を許可した。錢を市場へ投下することで人為的に穀価を引き上げ、富民の備蓄を市場へ吐き出させようとしたのである。この時右参贊李健命は、鑄錢利

潤を用い、清北（清河江北部）各邑にて穀物を買い付け、監賑御史に命じて平糶（被災民への穀物の廉価販売）すれば一挙両得であると上啓し、裁可されている<sup>(15)</sup>。

このように平安道穀物需給における錢の果たした役割は極めて重要であった。特に肅宗二三年における中途半端な銅錢鑄造停止は、貨幣経済にある程度親しんだ安州周辺の内陸部に錢貴と物流停滞をもたらし、貨幣経済の遅れた江辺地方にも深刻な穀賤を生じさせた。肅宗二六年に発生した還穀制度を悪用した不当な利鞘稼ぎは、英祖即位年（一七一四）、江界・義州・渭原・碧潼・昌城・理山・朔州など鴨綠江辺の諸郡邑にて再発し、戸曹判書吳命恒の告発を受けた英祖はその禁止を命じている。注目すべきは、吳判書の上啓に対して領議政柳尚運が、江辺の穀価はさほど廉価ではないにもかかわらず、中央官庁や監營・兵營は市場価格以下で穀物を買い付け、これを沿海や幹線上の諸邑での還穀と相殺することで、富戸の不正蓄財に手を貸しているのだと指摘している点である。

柳領相によると理山・渭原・江界の米価は平壤の五分の一程度であり、この極端な価格差が出舉を梃子とした利鞘稼ぎに利用されたらしい<sup>(16)</sup>。肅宗期前半における錢の中途半端な投下と、その後の長期的鑄造停止は、いたずらに富戸や権力機構に寄生する官員を肥え太らせるだけで、商品流通の円滑な発展に寄与していなかつた。そして「江辺の穀物は廉価である」との固定観念に依拠した官府の低価格での穀物強制買い付けの被害を蒙つたのが江辺の民戸であつた。そこで即位早々、英祖は通貨政策に対する確固たる姿勢を示す必要に逼られたのである。

## 二 英祖期の貨幣政策

肅宗期後半における貨幣政策の矛盾は、銭流通が軌道に乗り始めた段階で鑄銭を停止し、政策的な錢荒を招來したことであった。須川によれば、錢の絶対的不足が官衙や高級官僚・王族層の高利貸しや、前章で見た還穀制度に便乗した収奪をより一層苛酷なものとしていた。しかし既に大量の錢が富者に独占されている状況下で、多少の錢を追加投入したところで、貨幣統制権を国家に取り戻すこと、すなわち「利權在上」の実現は不可能である。そこで英祖は即位当初、鑄銭再開ではなく貨幣廃止を模索した。しかし農村部にまで浸透した貨幣經濟を現物經濟に引き戻すことはもはや不可能であり、英祖二年（一七三五）には朝廷で貨幣政策についての活発な議論が行われた。しかし確たる方針は打ち出せず、結局のところ、英祖二六年（一七五〇）以後は、数年おきに鑄銭を実施し、錢需要に弥縫的に対応することとなつた。<sup>(17)</sup>

ところが平安道では、富民の貨幣権濫用よりも、政府の行き過ぎた錢回収が問題となつていて了。英祖二年（一七二六）、平安道觀察使洪錫輔は、閔西諸邑では連年の凶作により穀貴となつており、特に江辺では著しいと報告している<sup>(18)</sup>。江辺では舟運を通じていない所が多いため、一度米不足が発生すると内地より穀価が急騰することは経験的に理解できる。問題は、この時の穀貴が貨幣流通量の増大によるインフレで生起したものではなく、むしろ流動性の欠乏により民間に備蓄された穀物が市場に出回らず、凶作などの外的要因により価格が急騰したことであつた。

英祖五年（一七二九）、右議政李台佐は、現在賑恤府の米穀の大半が戸曹に流用され残額が数万石に低下しているが、平安監營では既に七〇万両（一両＝一〇〇文）の錢が備蓄されているので、こ

の内一〇万両を賑恤庁に移して米穀を買わせ、不時の備えとしたいと訴えている<sup>(19)</sup>。これに対し礼曹參判宋寅明は、現在関西の錢貨備蓄量が幾何かは知らぬが、今もしこの一部を賑恤庁に流用する<sup>(20)</sup>と、万一関西で緩急の需が発生した場合、兵糧が逼迫するであろうと反論し、錢を銀に換えて備蓄を強化し、有事の際にはこの銀で生銅を購入し、錢を鑄造して穀物を買うべしと進言している<sup>(20)</sup>。

一方、北道安集御史李宗城は咸鏡道觀察使宋眞明の上疏を引いて、咸鏡道では銅が産出できるので、人民は皆鑄錢を願つていると上啓したが、英祖は「錢は我国と清国との交易禁止品であり、故に西路江辺七邑と北道六鎮では錢の行使を禁じているのである。貢物についても麻布で代納させているが、これも然るべき理由がある。今もしこの地で鑄錢を行えば、輸出禁令があると雖も、錢が容易に流出するようになり、甚だ対処し難い状態となろう」と反論している<sup>(21)</sup>。英祖の発言から、江辺と六鎮では中国への銅錢流出予防を名目として、錢の回収が実施されたことが窺い知れる。平安監營に備蓄されていた七〇万両もの銅錢も、英祖の錢禁（錢使用禁止政策）により市場から強制的に引き上げられたものであろう。この後も英祖は江辺での錢使用を禁止し続けた。英祖七年（一七三一）には、備邊司文郎庁李宗城が、近年江辺で銅錢が通行し、辺禁政策が弛緩していると上言したのに対し、靈城君朴文秀は、当該監營に命じて銀を以て錢と交換させ、錢の排除を期すべしと答えた。英祖も辺民に対し、三箇月以内に手持ちの錢を内地の商賈に売り払わせ、その後なおも錢を用いる者は道臣に命じて重罰に処せよと厳命している<sup>(22)</sup>。

如上の通り、即位直後の英祖は錢廃止論者であった。特に江辺では、この時期に活動を強めた清国人馬尚船偷採集団との密貿易を取り締まるという大義名分があり<sup>(23)</sup>、錢禁がより実施しやすかつたものと思われる。また英祖初期は清国では雍正年間（一七二三—一七三五）に相当するが、雍正

帝が銅錢を大量鑄造したため、中国の錢価は朝鮮の七分の一に低下したとも言われており、安価な中国錢が朝鮮に密輸入される危険性が無かつたとは言い切れない<sup>(24)</sup>。理由はともかく、英祖は江辺から錢行使の停止と回収を始めたのである。

英祖の強硬な錢回収は江辺穀物市場から価格調整能力を奪い、凶作に脆い体質を生み出したが、実はその見返りとして必ずしも「利権在上」が実現したわけでもなかつた。すなわち平安道によつて回収され、軍營に備蓄された錢は、漢城の廷臣にとつては垂涎の的であり、これを南送せよとの要請がこの後跡を絶たなくなる。英祖一二年（一七三六）六月には、右議政宋寅明が、漢城で錢荒が著しいのは大量の錢が両西（平安道）に積滞しているからであるとして、平安監營の備蓄錢一〇万両を都城に輸送するとともに、黃海道西部では軍餉官米の余剰が一〇余万石あるので、これを関西五邑三県に移管して錢一〇万両の見返りとするよう提言した。刑曹判書李瑜も、十数年来、錢行使は江辺窮絶の地にまで拡大しているが、関西での錢備蓄は銀や木綿と較べて火急の用に役立たないし、一国の錢が西路に集中するのは不都合であるとして、宋右相に賛同している<sup>(25)</sup>。宋寅明も李瑜も、朝鮮において錢は如何なる役割を果たすべきか、換言すればこのまま鑄錢を停止し錢荒を放置すべきか、それとも鑄錢を再開して「利権在上」を犠牲にしてでも商民を救済すべきかという経済政策の観点から流用を請願しているのではなく、平安道で回収した錢を都城に南送するための方便を弄しているに過ぎない。更に言えば、彼らは果たして本心から都城の錢荒を解決しようとしているのか、それとも移管した錢を所轄官庁にて高利で運用し私利を貪ろうとしているのか、甚だ疑わしいのである。彼らが私利私欲から平安道の錢を利用しようと画策したのであれば、もはや英祖の「利権在上」は画餅に帰したと断言して良かろう。

翌英祖一三年（一七三七）九月にも、宋寅明は「北関の端川以北と西路の江辺諸邑では錢の行使を禁じており、法令は徹底している。これは謀国の長慮によるものだからである。ところが近年江辺では錢を行使していい所はなく、このところ昌城府使の上申にはしばしばこれを目撃するとおり、戒めるべきである。……今年江辺は凶作であり、民は食糧不足に苦しむであろう。今もし道臣に命じて、まず錢を違法行使する者を重罰に処する旨の曉諭を行つた上で、彼らに所有する錢を納めさせて市価で穀物を与えれば、この命令の実施後、捜査して錢が見つかると、錢行使犯は死罪に処せられることが厳しく知れ渡り、錢行使の禁止は可能となろう。回収した錢は内地に分属させ、還穀不足の邑は、この錢で豊作時に穀物を買い足せば、至便であろう。辺民も穀物を受領し、飢饉の心配が無くなるであろう」と進言し、英祖もこれに賛意を示している<sup>(26)</sup>。宋右相の言う「謀国の長慮」とは清国人との銅錢密貿易禁止の意であろうが、この時期に実際密貿易が行われていたという報告はなされておらず、英祖の錢廃止論も江辺に限定されたものではなかつた。従つて今回の上啓も辺境の錢禁を口実とした錢の回収が目的であると見るべきであり、その真意は漢城に移管して流用する錢の確保にあつたものと思われる。

同様の要請は英祖一六年（一七四〇）一二月、戸曹判書金始炯からも出されている。金判書もまた、現在漢城の錢貴は極めて深刻であるが、関西の各庫では錢備蓄に余裕があるので、その一部を戸曹備蓄の米と交換し、代価の錢を漢城に南送したいと請願しているが、これに応えて礼曹判書閔応珠も、現在西閔の江辺では飢饉が特にひどいので、江辺で大量に備蓄されている穀物を出売して使用が厳禁されている錢を回収すれば一举両得であると、金判書の提議に賛意を示している<sup>(27)</sup>。彼らの主張は何れも、①平安道の備蓄錢を南送し漢城の錢荒を鎮静させること、②その原資として江

辺で不法に行使されている錢を回収すべきこと、この二点に尽きる。

しかしながら、この当時江辺の錢流通量はさほど多くはなかつたと見るべきであり、錢を無限に回収し続けることは不可能であった。また平安道の備蓄錢も無尽蔵ではなく、兵餉備蓄の取り崩しも国防上良策とは言えなかつた。何より、捻出された錢が官衙や高級官僚・王族層の高利貸しに回されない保障は全く無かつた。そして行き過ぎた錢回収政策のしわ寄せは江辺の人民に押し付けられた。英祖一七年一二月には、平安觀察使李習鎮の上疏として、渭原郡の郡守李鎮嵩が匠人・巫女の税を錢で納めるよう強要して民衆の恨みを買つただけでなく、彼らは納稅手段として錢を確保しなくてはならないため、錢禁はかえつて弛緩しているとの報告が領議政より上啓されている<sup>(28)</sup>。江辺市場と平安道監營に莫大な錢が眠つてゐるという廷臣の幻想は破綻しつつあつた。英祖一八年（一七四二）四月には、靈城君朴文秀が清錢の輸入と銅錢鑄造のための真鍮器の供出を進言し、同年六月には、英祖自身が清錢輸入と小錢（一文錢）・大錢（当十・当百錢）鑄造の是非を議論させている<sup>(29)</sup>。だが、中国は制錢の輸出を禁じてゐるし、高額錢を流通させるとグレシャムの法則が働いて、小額錢の退藏を促すであろうから、どちらも非現実的である。最終的に英祖は常平通宝の鑄造再開を命じ、平安監營・統營で各一五万両、慶尚監營で一〇万両、全羅監營で七万両、開城府で三万両、都合五〇万両を鑄造させた<sup>(30)</sup>。

結局英祖は「利権在上」を実現できなかつたのであるが、中でも平安道江辺地域での先行的な錢回収政策は、同地の経済を困窮させたばかりか、回収された錢さえも官衙や高級官僚の利殖に利用された可能性が否定できない、極めて中途半端なものであつた。英祖二六年（一七五〇）以降は、数年おきの鑄錢を、厳格な統制下に定められた数量ずつ実施することで、錢需要の逼迫に隨時対応

したようであるが、早くも英祖二八年（一七五二）三月には、兵曹判書李天輔が、鑄錢再開後三年間で盜鑄の弊害が熾烈となり、領議政の居宅の鎰器までもが盜難に遭つていると訴えており<sup>(31)</sup>、同年八月には、政府が統制使を通して軍營に鑄造を命じた一五万両の内、既に八万両は鑄造し終えたが、三軍門（訓鍊都監・禁衛營・御營房）で鑄造された錢は肉厚が薄く使用に堪えないと報告も寄せられている<sup>(32)</sup>。従つて一八世紀中葉の朝鮮は、原料銅の不足により、良質な錢の安定的供給が実現していたとは到底言い難い状況であつた。ともあれ、英祖の関心が遠のいたことにより、この後しばらく貨幣政策に関する議論は史料から姿を消す。

### 三 正祖期の貨幣政策

英祖による鑄錢再開後も、江邊での錢行使禁止令は撤回されなかつた。だが英祖四二年（一七六六）に昌城の行錢犯張太範が検挙された時、法令に則り厳罰に処すべしと進言した領議政徐志修に対し、英祖は罪一等を減じて流罪とせよと命じたように<sup>(33)</sup>、この頃の英祖は江邊錢禁を貫徹する意志を喪失していた。貨幣廃止策が敗戦し、軍營での鑄錢さえ思うように進捗しない状況下で、たとえ密貿易予防を名分とした江邊錢禁のみを徹底したところで、國家の「利権在上」が実現するはずもなく、現実と乖離した取締りを強化しても民の恨みを買うに過ぎないことを英祖は理解していたのであろう。

英祖の跡を継いだ正祖も、当初は錢流通政策に強い関心を寄せなかつた。即位直後の正祖の課題

は、柵門後市の盛況がもたらした銀流出対策であつた。当時清国と朝鮮との貿易は、①使行貿易すなわち燕行使の通訳官が行う正規の貿易、②柵門貿易（柵門後市）すなわち鳳凰城柵門外で使節団に紛れ込んだ朝鮮商人が清国商人と交易する半ば容認された私貿易、③辺市貿易すなわち咸鏡道会寧・慶源および平安道義州（実際には清国領中江）の三地点で行われる定期市の三種類があつた。これ以外の交易は密貿易となり、厳しい取締りの対象となつた。正祖期に問題となつたのは、②の柵門後市が活発化して銀流出が激しくなり、倭銀の輸入杜絶とも相俟つて銀価が騰貴したため、使行貿易が打撃を受けたことであつた。そこで正祖は一一年（一七八七）五月、柵門後市を禁止したが、燕行使の必要とする公用銀が柵門後市の毛帽輸入税により賄われていたため、すなわち使行貿易と柵門貿易とは持ちつ持たれつの間柄であつたため、正祖十九年（一七九五）四月、柵門後市は復活された<sup>34)</sup>。

正祖が錢政策に取り組み始めたきっかけは、正祖三年（一七七九）、義州人申処坤・辺得元が柵門で唐錢（中国錢）を購入して安州人金弘肇・柳天采に転売し、金弘肇らは安州人金遠声に転売し、金遠声は知己の漢城門外床塵人林重新を通して米塵人閔重瑗に転売し、閔重瑗は米商一一人に転売するという銅錢密輸事件が発覚したことである<sup>35)</sup>。事件を契機に領議政徐命善が義州での罰則強化を進言し、正祖もこれに従つている<sup>36)</sup>。この事件から窺い知れるように、漢城の錢荒は英祖年間以来全く改善されておらず、正祖五年（一七八一）には、大司憲李在協が、都城内外では錢価格が騰貴していると報告している<sup>37)</sup>。では英祖前期に頼みの綱とされた平安道はどうなつていたであろうか。

正祖九年（一七八五）七月、司諫院正言李敏采は、関西では錢荒が著しく、錢の散布も米価騰貴

の邑に偏倚しているため、内地はまだ余裕があるものの、江辺では錢が枯渇しているとして、小米（粟米）出売の弊害を上疏している<sup>(38)</sup>。また正祖一二年（一七八八）四月には、平安道觀察使金履素が、江辺四邑と内地三邑は官穀備蓄が合わせて一五万石存在するが、同地域は民少穀多・穀賤錢貴であるため、江辺四邑では官に不利であろうとも市場価格で備蓄を出賣し、錢貴がより深刻な内地三邑では還穀の際に人民の負担が重くなるので、例年通り秋成の後に備蓄を出賣すべしと上疏している<sup>(39)</sup>。中国の倉儲が平糶を主目的としていたのに対し、朝鮮の倉儲は租税の一種である還穀を主目的として運用されていたため、端境期における官穀貸付は民に過剰な利子負担を強いた。故に李敏采も金履素も安易な出売に難色を示したのであるが、漢城と同様平安道も錢貴であり、その弊は江辺・内地を問わず深刻であった。

国内各地より錢を搔き集めることが不可能であることを知った正祖は、一六年（一七九二）一〇月、通訳官李洙・張濂・金倫瑞・金在和らの進言を受け入れ、清国に制錢の輸入を願い出るという思い切つた賭けに出た<sup>(40)</sup>。李洙らの主張は「清国では山海関・瀋陽・遼東で毎年数百万の銅錢が鑄造されている」という非常に楽観的な認識に依拠していたが、実際には、中国北部では北京以外に鑄錢局が存在せず、特に東三省では慢性的に錢が不足し、錢票が現錢の代役を果たしていた<sup>(41)</sup>。山海關で鑄錢が行われているとは荒唐無稽も甚だしい。そこで同月、早くも平安道觀察使洪良浩が、國威の毀損と潜商の増大を理由に清錢輸入に反対した。正祖もこれが試行措置であることを強調せざるを得なかつた<sup>(42)</sup>。

元裕漢はこの政策について、正祖が柵門後市の停止で打撃を受けた通訳官らの生計補償と慢性的に不足する錢の確保という一石二鳥を狙つたものと解釈しているが、正祖が清国では制錢の国外持

ち出しが厳禁されていることを知らなかつた、または藩属国である朝鮮に特別の便宜を図つてくれることを期待していたとは到底思えない。恐らく正祖は通訳官の不満を宥めるため、清朝がにべもなく拒絶するであろうことを承知の上で、敢えて輸入要請を行つたのであろう。唐銭輸入案は謂わば国王が通訳官の利益確保に努めていることを顕示するための演出であつた。そして案の定、翌正祖一七年二月、盛京礼部は大清会典の条文を盾にこの要請を拒絶した<sup>(43)</sup>。

しかし朝廷の反正祖派はこの好機を決して見逃さなかつた。同年三月、司憲府執義鄭沢孚は、清銭の通行は國辱であると上疏し、訳官輩を攻撃する形で正祖を間接的に非難した<sup>(44)</sup>。正祖もまた帰国した冬至使の正使朴宗岳に対し、清銭輸入の咨は通訳官の請願によるものであつたと弁明しなければならなかつた<sup>(45)</sup>。大司諫申光履も清国の回咨を國辱と断じ、司憲府に責任者を調査させるべしと上疏した<sup>(46)</sup>。こうして通訳官に対する懷柔策は思わぬ政争に発展したのである。一部の知識人もこれに荷担した<sup>(47)</sup>。それはともかく、清朝の輸出拒否に遭つた正祖は一九年に柵門後市を復活させた。ただ一八世紀末には咸鏡道甲山で銅鉱が開発され、銅の国内自給の途は次第に確立されつつあつた。

ところで、錢貴は同時代の中国直隸省でも発生していた。乾隆四三年（一七七八）一二月、直隸省の省都が置かれた保定城内で錢価が上昇し、清朝は制錢を放出して価格を低減させている<sup>(48)</sup>。翌四四年六月には、首都北京にも錢貴が波及したが、乾隆帝はこれを一時的現象であると判断し、奸商の囤積や城外持ち出しに対する取締りを除き、國家権力が貨幣市場へ関与せぬよう指示した<sup>(49)</sup>。乾隆四五年正月には、江西省の漕運船が大運河の航行途上で錢貴に遭遇し、手持ちの銀の対錢価格が低下したため、輸送を担う旗丁が困窮しているとの報告が寄せられている<sup>(50)</sup>。また同年四月には、

保定省城や近隣地方で銭価が銀一両当たり九一〇文にまで昂騰したので、直隸總督袁守侗は省庫に備蓄している制錢一万串を清苑県に発給し、銀一両＝銭一〇〇〇文の交換率で市場に散布して、銭価を下落させるべしと奏請したが、乾隆帝は許さなかつた<sup>(51)</sup>。乾隆前期に騰貴した銭価は中期以降低水準に戻したが、乾隆後期頃から徐々に値を上げつつあつたのである。しかし乾隆帝は積極的な銭価抑制策を実施しなかつた。

注目すべきは、今回の銭貴には銅錢の投機的売買が関与していた点である。乾隆五五年（一七九〇）、御史富稼は、最近北京市中では錢僑（両替商）が銀や銭の買空売空（空売買）を行うので銀価が昂騰し、これ（銀貴銭賤）に伴い（錢建ての）諸物価が騰貴しているので、順天府・五城に命じて通貨の先物取引を厳禁すべしと奏請している<sup>(52)</sup>。保定や北京、あるいは大運河沿線のような流通拠点で銭貴が集中的に発生しているのは、全国的な銭不足というよりは、むしろ都市金融業者の投機的な貨幣売買に原因があつたものと見られる。乾隆帝が銅錢の市場投入を許可しなかつたのは、实体经济では流動性不足は起きていないと判断したからであろう。とは言え、銭価格の乱高下を放置しておくわけにもいかず、嘉慶元年（一七九六）、清朝は制錢の鼓鑄を再開している<sup>(53)</sup>。一九世紀になると銭価は長期的に下落するが、通貨や穀物の先物取引は京師・直隸東部から奉天にかけてますます盛んになる<sup>(54)</sup>。

朝鮮国王正祖が清銭の輸入を試みたのは、まさにこのような時期であつた。中国と朝鮮とでは銭貴の原因が根本的に異なつていたが、当時の清朝には藩属国朝鮮に対し大国としての雅量を見せる余裕が無かつた。正祖の咨文は北京に届けられたはずであるが、乾隆帝がこれを真剣に検討した跡はない。この後中国は銭賤に転ずるが、朝鮮でも不十分ながら原料銅確保の目途が立つたので、清

錢輸入策は二度と企画されることはなかつた。

一九世紀以降、朝鮮では錢政策に関する議論が減少する。しかし錢荒は決して終息したわけではなかつた。純祖六年（一八〇六）には七—八年間停止されていた鑄錢が再開され<sup>(55)</sup>、純祖九年には錢荒対策として市塵に錢二万両を貸し出す措置が採られている<sup>(56)</sup>。また純祖七年には、義州商人の白大賢と李士楫が鴨緑江河口の朝鮮領獐子島で清国人朱張両姓と密貿易を行つたことが発覚したが、密輸品の中には銅錢一三八五六両六錢が含まれており、清錢は朝鮮では行使できないため、白大賢らはこれらを鎔解して平壤へ転売していた<sup>(57)</sup>。恐らく平壤に私鑄拠点があつたのであろう。

純祖三二年（一八三二）には備邊司より銀錢並用論が出される<sup>(58)</sup>。しかし朝鮮半島では銀は永らく貨幣としてほとんど機能しておらず、国内の銀産出量は増加しつつあつたものの、倭銀の流入は杜絶したままであり、その実現は不可能であった。哲宗五年（一八五四）にも領議政金左根が同様の提言を行つているが<sup>(59)</sup>、これも実現には至つていない。一八世紀には頼りとされていた平安道兵營も、この頃には、軍木庫に備蓄され、備邊司が管理している銅錢の大部分が帥臣によつて借り出されたまま未償還となつており<sup>(60)</sup>、兵餉用錢の漢城への転用も不可能になつていた。一九世紀中葉の朝鮮政府には、もはや有効な貨幣政策を実施する能力が無くなつていたのである。その後高宗は財政不足を補填するため当十・当百錢を発行したが、市場では額面通りには受容されず、通貨総量を増やすことはできなかつた。

## おわりに

韓國併合を間近に控えた一九〇九年、事實上中央銀行の役割を果たしていた日本資本の第一銀行は『韓國貨幣整理報告書』の中で、「蓋シ葉錢地方ノ民人ハ極メテ無智ニシテ、貨幣ニ対スル觀念ニ乏シク、唯久シキ慣習ニ依リテ葉錢ヲ貴フヲ知ルノミナルヲ以テ、葉錢以外如何ナル良貨モ決シテ之ヲ悅ハサルヲ以テ、葉錢ノ整理ハ困難中ノ困難ナリシナリ」（一二二頁）と述べている。二〇世紀初頭、朝鮮半島の咸鏡道・慶尚道・全羅道では葉錢と呼ばれる銅錢が、それ以外の地域では白銅貨が通行していたが、その整理と銀行券への転換は容易でなく、特に葉錢行使地域での現錢への執着は強かつたことがこの報告書から窺える。既に金本位制を実施していた日本や国内に莫大な銀が流通していた中国と較べ、朝鮮では銅貨という小額貨幣を基軸通貨とする、紛れもない貨幣後進国であつた。

しかし朝鮮でも一七世紀後期頃より商品経済が発展し、市場では常に貨幣が不足していた。だが政府は錢を商品市場に流れる血液とは見なさず、むしろ兵餉の一部と捉えていた。もちろん一旦緩急あれば備蓄錢を用いて穀物市場より兵糧を調達しなくてはならないから、対清防衛の前線に相当する平安道では錢流通が促進されたが、市場経済の中心に位置する漢城では錢荒対策は後回しにされた。また軍營を中心とした錢流通が図られた平安道でも、一七世紀末には錢の追加投入が中止されたため、富戸による江辺——内地間の穀物価格差と還穀制度を悪用した利鞘稼ぎが横行した。英祖初期に貨幣廃止が企図され、鴨緑江辺に流通していた錢を強制的に回収して平安道の監營・兵營に備蓄させると、この弊害は更に悪化した。一方漢城の錢荒が深刻の度合いを増すと、廷臣らは平安

道軍營の備蓄錢を流用せよと唱え出した。しかし平安道の銅錢は彼らが考えるほど充溢しておらず、やがて英祖も銅錢鑄造を余儀なくされるが、南送されたなげなしの錢も漢城の市場經濟を潤したとは言い切れず、中央衙門や朝廷に巣喰う高級官僚・王族層の高利貸しに転用された可能性が否定できない。結局錢貴の弊害は漢城朝廷→平安道軍營→江辺という形で周縁部に転嫁され、官衙や高級官僚・王族の高利貸しや還穀制度を用いた富戸の利鞘稼ぎを横行させたのである。

錢が特權階級の利殖の手段として用いられている現状に対し、英祖は「利權在上」の立場から貨幣廃止を目論んだが、現実に展開する貨幣經濟には対応できず、結局不十分な鑄錢を繰り返すという弥縫策を選んだ。正祖も英祖の政策を踏襲し、加えて清錢の輸入も試みたが、既に貨幣の投機的売買が始まっていた中国では、朝鮮に制錢を分かち与える余裕は無かつた。結果的に、朝鮮では商品流通の発達に対応できる通貨体制を最後まで構築することができず、割高な鑄錢経費と恒常的な錢荒に悩まされながら近代を迎えたのである。

### 註

- (1) 黒田明伸『中華帝国の構造と世界経済』名古屋大学出版会、一九九四年。
- (2) その集大成として、元裕漢『朝鮮後期貨幣史研究』韓国研究院、一九七五年。
- (3) 安達義博「十八十九世紀前半の大同米・木・布・錢の徵収・支出と國家財政」『朝鮮史研究会論文集』一三号、一九七六年。
- (4) 須川英徳『李朝商業政策史研究』東京大学出版会、一九九四年、終章、同「朝鮮時代の貨幣——『利權在

上』をめぐる葛藤——歴史学研究会編『越境する貨幣』青木書店、一九九九年。本稿における歴史的事実に関する記載は基本的に須川の一九九九年論文と前註(2)元裕漢の著作に依っている。

- (5) 前註(1)黒田。なお、富戸に対する銅錢回收回令については、黨武彦「乾隆初期の通貨政策——直隸省を中心として——」九州大学『東洋史論集』一八号、一九九〇年。
  - (6) 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』創文社、一九八一年。
  - (7) 『増補文献備考』卷一五九、財用六、錢貨。
  - (8) 『朝鮮仁祖実錄』卷四五、仁祖二二年九月丙戌・一〇月己巳。
  - (9) 『朝鮮孝宗実錄』卷四、孝宗元年六月丁未。
  - (10) 同右、卷六、孝宗二年三月丁亥・庚寅、卷一七、孝宗七年九月庚午。以上の経緯については、元裕漢「李朝後期 清錢의 输入·流通에 대하여」『史学研究』二二号、一九六九年、一四六頁、前註(4)須川「朝鮮時代の貨幣」七八・九六頁、張存武『清韓宗藩貿易』一六三七・一八九四』中央研究院近代史研究所、一九七八年、一四九頁などを参照。
  - (11) 『備邊司膳錄』四〇冊、肅宗一二年正月一四日。
  - (12) 同右、四二冊、肅宗一四年三月一五日。
  - (13) 同右、五一冊、肅宗二六年八月八日
- 李寅燁曰。……又所啓。閔西穀物之多寡。江辺与内地相懸。蓋内地禾利之類。或受官家貿用之物。貿穀於江辺穀賤之地。仍為會錄於其邑。換受其邑内地之穀。故江辺則漸夥。而内地則漸縮。沿辺兩運之處。便至罄竭。辺上重地。餉穀如此。誠為寒心。自今以後。換穀會錄之弊。不可不嚴加禁斷。如或不有朝令。復踵前習。隨現論罪之意。申飭分付。何如。左議政李曰。辟遠之邑。與航路不通處。則穀物有裕。航路易通處。則穀物甚少。其間事勢。亦有不得不如此。而若非不得已。則沿辺近邑及直路各邑各路穀物。切勿移用之意。宜可申飭。

## 朝鮮王朝後期の貨幣政策と鴨緑江辺経済

- (14) 同右、六一冊、肅宗三七年二月八日、六三冊、肅宗三七年七月九日。なお、政府による苛斂誅求から逃れるため平地から山間部に移住した者は火田民となることが多かつた。拙稿「清末民国期鴨緑江流域の開墾」九州大学『東洋史論集』三八号、二〇一〇年。
- (15) 『備邊司謄錄』七〇冊、肅宗四三年一二月八日。
- (16) 同右、七六冊、英祖即位年一〇月三〇日
- 戸曹判書吳命恒所啓。江辺七邑。大嶺限隔。移転路阻。稍豐則穀価至賤。故移納之弊特甚。受食内地還上者。多有移納江辺。年利輩亦貿納江辺。受出内地。發壳回利。故内地則還穀漸至耗縮。江辺各邑。多至屢十萬石。監邑輩或与彼人潛商云。此雖不可明知。而既已多積於一處。自至積逋終帰未捧。還上移納及年利輩換穀之弊。嚴飭禁斷宜矣。上曰。依為之。柳曰。江界・義州・渭原・碧潼・昌城・理山・朔州則江辺七邑也。以其嶺阨甚險。一升米不出於外。故稍豐則不但民皆足食。未倅至賤。故京司或監兵營。每給廉價貯置穀物。以沿海及直路分邑還上。相換取利。江辺之還穀漸多。直路之還穀漸縮。專出於此。此不可不痛禁也。上曰。依為之。
- (17) 前註(4)須川「朝鮮時代の貨幣」九九一一〇〇頁。
- (18) 『備邊司謄錄』八〇冊、英祖二年一〇月二十五日。
- (19) 同右、八五冊、英祖五年二月二二日。
- (20) 同右、八五冊、英祖五年四月二八日。
- (21) 同右、八六冊、英祖五年閏七月二十五日。
- (22) 『朝鮮英祖実録』卷二九、英祖七年六月乙未。
- (23) 拙稿「清代鴨緑江流域の開発と国境管理」(未発表)。偷採集団は馬尚船に糧食を搭載して人参の盜掘に出掛けていたが、途中で穀物などの不足を朝鮮人から買い付ける可能性も否定できなかつた。そして朝鮮政府は偷採集団の取締りのため清国が国境地帯の軍備を強化することを何より恐れていた。

(24) 『承政院日記』八一四冊、英祖二年一二月五日。中国では銅錢の铸造はしばしば原価割れを起こしているが、朝鮮では铸造利益が出ていることから、銀などと比較した錢価格が中国では賤かつたことは確かであろう。しかし中国錢が朝鮮錢の七分の一という根拠はなく、錢廢止を目的とする作為的議論であることは明らかである。

- (25) 『備邊司謄錄』九九冊、英祖二年六月三日。
- (26) 同右、一〇二冊、英祖二三年九月二六日。
- (27) 同右、一〇七冊、英祖一六年一二月二二日。
- (28) 同右、一〇九冊、英祖一七年一二月二六日。
- (29) 『朝鮮英祖実錄』卷五五、英祖一八年四月壬子・六月辛卯。
- (30) 『備邊司謄錄』一一一冊、英祖一八年七月一三日・八月一三日。
- (31) 同右、一二四冊、英祖二八年三月二十四日。
- (32) 同右、一二四冊、英祖二八年八月五日・八月一一日。
- (33) 『秋官志』第三編、考律部、繞條、錢貨、邊地行錢  
英宗四十二年。領議政徐志修所啓。冒城行錢罪人張太範。係是一律。今以從輕勘律事下教。實出好生之德。  
而今若從輕則竊恐邊禁之蕩然。不可不使之具格結案矣。上曰。領相所奏。可謂執法。直施一律過矣。特為減一等。海島定配。
- (34) 中朝貿易に関する網羅的研究としては、前註(10)張を参照。柵門後市については、寺内威太郎「柵門後市管見——初期の実態を中心にして」『駿台史学』八五号、一九九二年、同「柵門後市と湾商」『清朝と東アジア』山川出版社、一九九二年を参照。辺市については、寺内威太郎「李氏朝鮮と清朝との辺市について——会寧・慶源開市を中心として」『駿台史学』五八・五九号、一九八三年、同「慶源開市と琿春」『東方学』七〇輯、一九八五年、同「義州中江開市について」『駿台史学』六六号、一九八六年を参照。寺内も指摘す

る通り、中江は鴨緑江対岸の靈河口デルタに位置する清国領馬市台付近であつたと思われる。なお、柵門後市の廢止と復活に関する本稿の記述は、寺内「柵門後市と濱商」に依つた。

- (35) 『秋官志』第三編、考律部、続条、錢貨、唐錢。前註（10）元、一五一頁。
- (36) 『備邊司謄錄』一六〇冊、正祖三年一月一一日。
- (37) 『朝鮮正祖実錄』卷一二、正祖五年一〇月庚寅。
- (38) 同右、卷二〇、正祖九年七月壬子。
- (39) 『備邊司謄錄』一七二冊、正祖一二年四月五日。
- (40) 『朝鮮正祖實錄』卷三六、正祖一六年一〇月辛未。正祖による清錢輸入策の経緯は、前註（10）元、一五一四五頁で詳述されている。
- (41) 拙書『環渤海交易圈の形成と変容』東方書店、二〇〇九年、第一章・第三章。
- (42) 『朝鮮正祖実錄』卷三六、正祖一六年一〇月甲申。
- (43) 『同文彙考』原編、交易、礼部回咨（乾隆五八年二月）。
- (44) 『朝鮮正祖実錄』卷三七、正祖一七年三月癸卯。
- (45) 同右、卷三七、正祖一七年三月丁未。
- (46) 同右、卷三八、正祖一七年三月戊申。
- (47) たとえば『熱河日記』を著した実学者朴趾源は『燕巖集』卷二、書、賀金右相履素書、別紙にて、正祖の唐錢輸入策に触れ、「中國閥外では紋銀一両は錢七鈔と交換され、毎鈔一六三文を一縉とする。我が國の錢を基準とすると、一両の銀で概ね一一両四錢一文もの錢が得られれば、利益は一〇倍となり、車馬を雇う費用を除いても、なお五六倍にはなる。かの訳官輩はただ目前の利を知るだけで、遠慮の計を知らないのだ」と非難している。山海關以東では制錢一六三文が一縉に相当するという認識は東錢一串の数値に近い。しか紋銀一両＝七鈔×一六三文＝錢一一四一文＝一一両四錢一文という計算式から、中国の一両は朝鮮では

一両余りになるというのは誤りである。中国における銀の重量単位である両と朝鮮における錢の計数単位である両（一両＝錢一〇〇文）とは異なるからである。また銀一両＝錢一一四一文という中国の銀錢相場も、当時の錢貴状況を勘案するとかなり安値である。

(48) 『大清高宗純皇帝実録』卷一〇七三、乾隆四三年一二月乙亥。

(49) 同右、卷一〇八五、乾隆四四年六月己巳。

(50) 同右、卷一〇九九、乾隆四五年正月戊戌。

(51) 同右、卷一一〇四、乾隆四五年四月己酉。

(52) 『皇朝統文獻通考』卷一九、錢幣一、乾隆五五年。

(53) 同右、嘉慶元年。

(54) 前註(41)拙書、第六章。

(55) 『備邊司謄錄』一九七冊、純祖六年一〇月五日。

(56) 『朝鮮純祖實錄』卷一二、純祖九年一二月壬辰。

(57) 『同文彙考』原編續、犯禁一、報獐子島犯禁人咨（嘉慶一二年九月二二日）。

(58) 『備邊司謄錄』一二〇冊、純祖三二年一〇月二二日。

(59) 同右、二四一冊、哲宗五年三月二十五日。

(60) 同右、二四二冊、哲宗六年四月二三日。